

1 いじめ防止に向けた学校の考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ防止のための基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

【目指す児童像】

- 自ら学ぶ子ども・・・主体的に学ぶ意欲、態度・能力の育成に努める。
- 心豊かな子ども・・・豊かな感性と情操を育み、個性の伸長に努める。
- 健康づくりに励む子ども・・・心身共に健全な児童の育成に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) いじめ対策委員会の設置

【いじめ対策委員会基本方針】

○本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、具体的には、以下の機能を持ち、児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える取組を行うものとする。

【いじめ対策委員会の取組内容】

- ①いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 →定期的なアンケートと個別面談を実施。

④いじめに組織的に対応するための中核としての役割。

【構成メンバー】

- ・ 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭及び関係職員
- ・ 必要に応じて、P T A、学校評議員、学校支援会議委員、民生委員、その他外部関係者等

【P T Aとの連携】

通常のP T A活動の運営方針等に、いじめ対策基本方針を取り入れながら、執行部役員や地域等との情報交換を行う。

【関係機関との連携】

児童の関係改善のために、外部関係機関との連携が必要な場合には、積極的に図りながら対応策を実施していく。

【児童会との連携】

いじめをはじめとする学校生活に関する諸問題を自らの問題として受け止め、仲間とともに進んで解決していこうとする内容にしながら、計画・実践を行う。

(2) いじめ問題への取組

《いじめの防止》

【学校での取組】

- 全教育活動を通じ「いじめは決して許されない」ことを毅然と指導する。
- 校内指導体制を確立し、いじめを生まない学校づくりに努める。
 - ・ 人権意識や生命尊重の態度の育成
 - ・ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
 - ・ 居場所を感じる学校づくりや自己肯定感の育成
- 指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。
- 児童会活動を中心とした子ども自身の取組支援を充実する。

【家庭での取組】

- 思いやりの心を育む温かな人間関係の構築
- 基本的な生活習慣の確立
- 正義感を育成するための確固たるルールづくり
- P T A・子ども会等への積極的な参加による連携強化

《いじめ早期発見》

【学校での取組】

- 「生活指導連絡会」及び「校内教育支援委員会」を中心としながら、子どもに関する情報交換を密にし、情報を共有する。
- 気づきメモ（5 W 1 H）により、報告・連絡・相談の充実を図る。
- 定期的なアンケートと個人面談を実施し、きめ細かな把握に努める。

- 児童や保護者に対する啓発を続け、心の相談員の活動を充実させる。
- 各関係機関との連携を密にし、情報の収集に努める。

【家庭での取組】

- 家族団らんの機会を増やし、日頃から悩みを相談できる雰囲気づくりに努める。

【関係各機関との連携】

- 関係各機関の活動について理解を深めておく。
＜少年センター・児童相談所・警察・医療機関等＞

《いじめに対する措置》

【学校での取組】

- 被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立させる。
 - ・いじめの疑いのある行為は直ちに制止させる。
 - ・プライバシーに配慮しながら、事実の正確な把握のための手立てをとる。
 - ・組織的なスピード感のある対応を行う。（素早く・誠実に・何度でも）
 - ・該当児童及び保護者への共感的な理解と、早い段階からの関わりを持つ。
- 加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な指導・助言に努める。
- 当該学級などの関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような集団づくりに努める。

【家庭での取組】

- 子どものサインを見逃さない。
- 子どもを守る、子どもに卑怯なことはせないという揺るぎない養育方針で、学校をはじめとする関係機関と連携をとる。
- 周りから広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

(3) 重大事態への対処

①教育委員会への報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。

②対処・調査・報告

- ・いじめ防止対策委員会を中核として、直に対処するとともに、再発防止も視点において、調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

③児童・保護者への情報提供及び調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対し、適切に情報を適用し、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

(4) 年間指導計画

月	組 織	活 動 予 定
4	学校・PTA	いじめ防止基本方針改善 いじめ防止基本方針説明（児童へ・保護者へ〔PTA総会時〕 地域へ〔学校支援会議時〕） いじめ防止基本方針のホームページ掲載 生活指導連絡会
5	いじめ対策委員会	いじめ防止基本方針の周知・確認
6	学校・関係諸機関	森山東っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業公開） 学級懇談会での共通理解 心のアンケート・個人面談・教育相談・家庭との個別面談
7	学校・PTA	個人面談・教育相談・家庭との個別面談
8	学校	校内研修（いじめ防止）
9	学校	個人面談・教育相談
10	いじめ対策委員会	活動の評価、改善
11	学校	人権週間に向けての取組
12	学校・PTA	心のアンケート・個人面談・教育相談 人権週間の取組（人権集会等） 学級懇談会での共通理解
1	学校・関係諸機関	学校評価アンケートの実施
2	学校・PTA	授業参観 学級懇談会（いじめ問題への取組総括）
3	いじめ対策委員会	活動の評価、改善

いじめの定義（再掲）

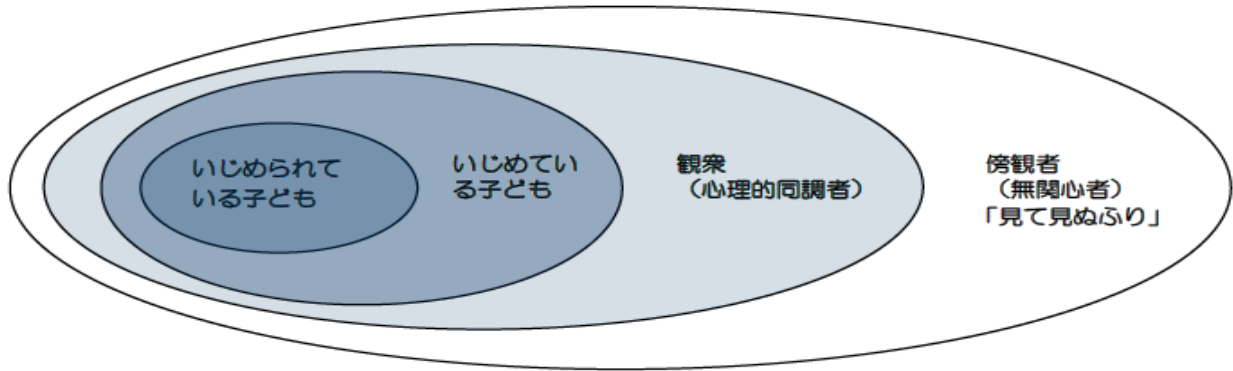
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係がある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

具体的ないじめの様態（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

●いじめの4層構造



【いじめ解消の要件】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。